

FLC学びのエリア

<志村四中・志村坂下小・北前野小・緑小・志村小>



令和6年5月1日

板橋区立志村小学校

校長 佐久間 康弘

令和6年5月号

志村小ホームページ

学校スローガン「みんなが笑顔」

<http://www.ita.ed.jp/edu/simuraes/>

志村小のいじめ防止対策について

校長 佐久間 康弘

平成25年にいじめ防止対策推進法が施行されて以降、いじめの積極的な認知が進み、文部科学省の調査によると、いじめ認知件数は68万件を超えている状況が報告されています。そして、自殺やいじめによる重大事態の発生も全国各地で起きています。志村小学校でもこの法律を受けて「いじめ防止基本方針」を定めました。

いじめの定義ですが、この40年の間に4回ほど変換されてきました。当初は加害の子供の行為の側に立って「いじめ」を規定していましたが、今では被害の子供の心情の側に立って「いじめ」が規定されています。つまり、児童が心身の苦痛を感じているものはすべて「いじめ」としています。

いじめの積極的な認知と併せていじめの解消に向けた取組をすすめているところですが、本校の基本方針は、学校内で「いじめ」がわかると、担任が一人で対処するのではなく、校内いじめ対策委員会を設置して、組織として対応していくこととしています。

その校内委員会の役割としてまず挙げられるのが、校内のすべての教室の状況把握とマネジメントです。いじめが発生しているかどうか現場の情報が基本となりますので、報告が挙がりやすくするため、毎週行われる打ち合わせで児童の様子を共有しています。また、児童からは学期に1回のいじめ把握のためのアンケートを実施していきます。

いじめを確認したときは、すみやかに児童に寄り添え支える体制をつくるために、まずはその子をしっかり守り抜くことを本人と確認します。いじめた児童に自らの行為の責任を自覚させること、家庭と連携していじめに向かわせない力を育てていくことを確認します。

また、いじめを見ていた児童に関しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止められなかったとしても誰かに知らせる勇気をもつことを促します。

このように、日頃から教職員全員で児童の様子を観察して情報を共有し、いじめの実態把握に努め、把握した内容は学校全体で指導にあたっています。学級においては、児童が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめについて考える道徳授業も実施します。また、自分や友達のよいところに気が付くことができるよう、一人一人が安心して過ごせるよう特別活動を計画的・意図的に行っていきます。家庭と地域と学校の連携した取組により、いじめのない学校を目指してまいります。本校の教育活動にご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

「宿泊行事・移動教室」について

5年生は、5月8日から群馬県の榛名移動教室に1泊2日で行ってきます。何かと天候の影響を受けやすいのが移動教室ですが、当日はよい天気を期待しています。

この榛名移動教室の目的は、東京都は味わえない自然や文化に親しむことと、よりよい人間関係を築くために、集団生活の体験と社会規範を守る体験を積ませることとしています。

1日目は関東ふれあいの道でハイキングコースとオートキャンプ場でネイチャースクールに入り自然体験を行います。そして、夜はキャンプファイヤーです。2日目はグリーン牧場に行き、オリエンテーションを楽しみます。とても内容の濃い2日間です。

6年生は、5月27日(月)から3日間、日光移動教室に行ってきます。児童が協力し、集団の所属感や連帯感を深め、移動教室で学んだことを今後の学校生活で生かしていきます。